令和元年度旭川市農業委員会第４回定例農地部会議事録

１　開催日　　令和元年７月２５日（木曜日）

２　開催時間　　午後１時３０分開会　　午後１時５５分閉会

３　開催場所　　旭川市６条通９丁目　旭川市総合庁舎議会棟２階　第１委員会室

４　出席委員　　１８名

１番・宿谷　昌一	２番・鷲尾　　勲	３番・川上　和幸	４番・山口　喜松
５番・一宮　敏昭	６番・鹿野　直子	７番・松木　一幸	８番・笹田　文彦
９番・清水　利秋	１０番・髙倉　伸淳	１１番・石尾　卓也	１２番・滝川　岳雪
１３番・宮嶋　睦子	１４番・平　　克洋	１５番・吉田　　清	１６番・波能　　隆
１７番・柿木　和惠	１８番・鈴木　　剛		

５　欠席委員　　１９番・幅﨑　勝良

６　事務局職員　　津村事務局長　　高桑事務局次長　　大谷農地係長
　　清原農地係主査　　荒農地係主任　　武田農地係主任

７　傍聴人　　なし

８　議事録署名委員　　８番・笹田　文彦　　９番・清水　利秋

９　議事内容

⑴　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
⑵　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
⑶　議案第３号　農地法第５１条第１項に該当する違反転用事案の北海道知事への報告について
⑷　議案第４号　農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
⑸　議案第５号　現地目証明願について
⑹　報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出について
⑺　報告第２号　農地法第１８条の規定による通知について
⑻　報告第３号　農地所有適格法人の報告について

１０　議事録本紙

○議　長（鈴木　　剛）　ただいまから，令和元年度旭川市農業委員会第４回定例農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は１８名でございます。部会規則第８条の規定に基づき，在任する委員の過半数に達しておりますので，本会は成立いたしております。

欠席委員の詳細につきまして，事務局から報告いたします。

○事務局（津村事務局長）　御報告申し上げます。

本日の部会に，１９番幅﨑委員から欠席する旨の届出がありましたので，御報告いたします。

以上でございます。

○議　長（鈴木　　剛）　それでは，本日の議事録署名委員を指名いたします。

８番笹田委員，９番清水委員の両委員を指名いたしますので，よろしくお願いいたします。

また，会議につきまして，発言の際は議席番号を告げてから御発言をお願いします。

○議　長（鈴木　　剛）　それでは，議事に入ります。

日程第１議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（清原　主査）　事務局。

日程第１議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を御説明いたします。

御審議いただく全体の件数は，所有権移転が東旭川地区で１件，使用貸借権設定が東旭川地区で１件の，あわせて２件でございます。

以上でございます。

○議　長（鈴木　　剛）　ただいま事務局から説明がありましたが，この議案の中で，議事参与の制限がある案件がございますので，先に審議いたします。

番号２番につきましては，笹田委員に関係がありますので，部会規則第１１条「議事参与の制限」の規定に基づき，一時退席をお願いいたします。

○委　員（笹田　文彦）　（退席）

○議　長（鈴木　　剛）　それでは，事務局から説明いたします。

○事務局（清原　主査）　事務局。

それでは，内容について御説明いたします。

番号２番につきましては，借主である法人の代表者が個人で借り受け

ていた農地について，借主を当該法人に変更するものです。
なお，借主である法人につきましては，形態要件，事業要件，構成員要件，業務執行役員要件の全てを満たしており，農地所有適格法人であることを確認しております。
別添の農地法第３条調査書のとおり，農地法第３条第２項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たしております。
以上でございます。

○議　長（鈴木　　剛）　ただいまの事務局からの説明に関連して，担当地区委員から補足説明があれば，お願いします。

○委　員（髙倉　伸淳）　はい，１０番髙倉です。
番号２番について補足説明します。
申請地については，これまで，借主である法人の代表者が無償で借り受けて耕作していたものです。
法人への借主変更後も，引き続き同人が中心となって耕作することが見込まれることから，権利設定後における農地の適切な利用に支障はないと考えますので，よろしくお願いします。

○議　長（鈴木　　剛）　それでは，番号２番について，審議願います。
御意見，御質問ございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（鈴木　　剛）　発言がございませんので，番号２番について「異議なし」と認め，許可することに決定いたします。

○委　員（笹田　文彦）　（着席）

○議　長（鈴木　　剛）　笹田委員が関係する案件につきまして，決定をいたしました。
引き続き，他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。

○事務局（清原　主査）　事務局。
それでは，内容について御説明いたします。
番号１番につきましては，譲渡人が高齢のため，所有する農地を譲受人に譲渡し，譲受人が経営の安定を図る案件です。
別添の農地法第３条調査書のとおり，農地法第３条第２項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たしております。
以上でございます。

○議　長（鈴木　　剛）　ただいまの事務局からの説明に関連して，担当地区委員から補足説明があれば，お願いします。

○委　員（髙倉　伸淳）　はい，１０番髙倉です。
番号１番について補足説明します。
申請地については，譲受人により適切に耕作されることが見込まれるため，権利取得後における農地の適切な利用に支障はないと考えますの

で，よろしくお願いします。

○議　長（鈴木　　剛）　それでは，番号１番について，審議願います。
御意見，御質問ございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（鈴木　　剛）　発言がございませんので，番号１番について「異議なし」と認め，許可することに決定いたします。

○議　長（鈴木　　剛）　続きまして，日程第２議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（武田　主任）　事務局。
それでは，内容について御説明いたします。
日程第２議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
議案の３ページを御覧ください。
本申請の転用目的は堆雪場の設置であり，甲種農地において使用貸借権を設定し，冬場に一時転用をするものであります。
次に資料ですが，議案第２号資料のうち，位置図をお開きください。
申請地はＪＲ旭川駅から北東方向へ約７．５ｋｍのところに位置します。
次に審査表をお開きください。
農地区分の判断につきまして１の（１）及び（２）を御覧ください。
申請地は，市街化調整区域内において概ね１０ヘクタール以上の規模となる一団の農地の区域内にあり，高性能農業機械による営農に適している農地として区分されることから，甲種農地と判断されます。
申請地以外の代替地については１の（３）に記載のとおり，用途がこの地域の雪を堆積するために使用すること，また，近隣の非農地については使用の承諾を得られなかったことから，代替地がないと判断されます。
２ページにお移りください。
一般基準について順に御説明いたします。
事業実施の確実性については，資金については使用貸借権の設定であり費用が発生しないため問題ないこと，また，冬場の堆雪場の設置であり，転用目的から事業に遅滞なく着手する見込みがあると考えられます。
被害防除措置については，申請書において融雪水は河川に排出せず地下浸水を基本とすること，融雪期に掘削にて融雪を促すこと，隣接地への流出を防止するために周囲に盛土をすることなどの処理用法をとることが明記されていることから，周辺への影響はないものと思われます。
一時転用後の農地の復元については，使用貸借の期間である令和２年３月３１日までに確実に農地の復元をすることを確認しております。

３ページにお移りください。

補足で１点御説明いたします。

申請地の農地の登記名義人は，貸主を含む３者でございますが，貸主が貸主以外の２者から委任を受けて，代表して本申請を行うものです。

４ページにお移りください。

例外許可事由について４に記載しております。

甲種農地の転用は原則不許可とされているところですが，不許可の例外として農地法施行令第１１条第１項第１号イに「農地を一時的な利用に供するために行うものであって，当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められること」とあり，本件はこれに該当するものです。

総合判断について５に記載しております。

工事の完了の日までに農地に復元することを条件とした甲種農地の一時転用であるため転用可とすることを記載しております。

同じページの下段の北海道農業会議への意見聴取の有無を御覧ください。

本件は３０アールを超える農地転用案件であることから，農地法第５条第３項に基づき北海道農業会議への意見聴取を行う予定であります。

以上でございます。

○議　長（鈴木　　剛）　ただいまの事務局からの説明に関連して，担当地区委員から補足説明があれば，お願いします。

○委　員（松木　一幸）　はい，７番松木です。

番号１番について補足説明します。

番号１番につきましては，冬場の堆雪場として地域の雪を堆積するための一時転用の申請であります。

周辺に代替えする土地がないことから，農地転用はやむを得ないと考えられますので，よろしくお願いいたします。

○議　長（鈴木　　剛）　それでは，番号１番について，審議願います。

御意見，御質問ございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（鈴木　　剛）　発言がございませんので，議案第２号について「異議なし」と認め，北海道農業会議に意見聴取し，許可相当の意見を付して，北海道に進達することに決定いたします。

○議　長（鈴木　　剛）　続きまして，日程第３議案第３号「農地法第５１条第１項に該当する違反転用事案の北海道知事への報告について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（武田　主任）　事務局。

それでは，内容について御説明いたします。

日程第３　議案第３号「農地法第５１条第１項に該当する違反転用事

案の北海道知事への報告について」を御説明いたします。

議案の４ページを御覧ください。

本件は社会福祉施設を運営する法人が，農地転用の許可無く農地にコンクリートを敷き，東屋を設置したものであります。

次に資料ですが，議案第３号資料のうち位置図をお開きください。違反地はＪＲ東旭川駅から南南東方向へ約１．４ｋｍのところに位置します。

次に，違反転用箇所詳細図をお開きください。

図の中心のグレーの部分が農地ですが，その一部，太枠で囲った部分８０㎡を違反転用したものです。

次のページの現地写真は，違反転用箇所を福祉施設の裏側から撮影したものです。

次に，最終ページの違反転用事案報告書を御覧ください。

違反行為に至るまでの経緯について一番下の欄に記載のとおり，社会福祉施設を運営する法人が平成２９年４月に農地転用の許可無く，非農地部分から違反転用地である農地にかけてコンクリートを敷き，東屋を設置したものです。当法人は，１２年ほど前から当該農地に根抵当権を設定・保有し，所有者の２名から実質的に管理を任されている状態であります。所有者の２名はいずれも旭川に居住しておらず，違反転用の事実は把握しておりませんでした。

次に裏面をお開きください。

付近の農地等への被害の状況ですが，当該地は違反転用者が運営する福祉施設及び違反転用地と同筆の農地に囲まれております。違反転用箇所はわずかな面積であり，農地を分断するものではないことから，付近の農地への被害はありません。

次に，違反転用に関して他法令との関係です。当該地は農用地区域内の農地でありますが，農地転用を前提として除外手続中です。また，市街化調整区域内ですが建築物の建築予定はないことから都市計画法上の問題もありません。

違反転用者から事情聴取したところでは，非農地と農地の境界を正しく認識せずに違反転用の状態を引き起こしてしまったとのことです。

農業委員会としては，令和元年７月１０日に農業委員及び農業委員会事務局職員で現地調査を実施し，違反転用の状況を確認いたしました。農地転用の許可無しでのコンクリート敷き等は農地法違反であることを指導しております。

これらを踏まえ，農業委員会の意見として最後に記載しております。

違反転用者が農地法の認識不足を認めて深く反省していること，農地法に規定される農地転用の許可事由に該当する転用の意向があること，農地転用後に一部農地として残る予定の部分の管理を行うこと等を勘案し，追認で処理することはやむを得ないものと考えており，意見として

北海道へ提出したいと考えております。

以上でございます。

○議　長（鈴木　　剛）　ただいまの事務局からの説明に関連して，担当地区委員から補足説明があれば，お願いします。

○委　員（髙倉　伸淳）　はい，１０番髙倉です。

番号１番について補足説明します。

この土地につきましては，道路側に違反転用者等が運営する社会福祉施設，反対側には農地が広がる場所にあります。

違反の内容については，農地にコンクリートを敷き，その上に東屋を設置したものですが，違反者が今後，施設の利用者のための遊歩道の整備等を計画しているものです。

詳細な内容は事務局の説明のとおりですが，違反者は今回の転用違反について，農地法に対する認識不足を認め，違反をしてしまったことを深く反省しております。

地域としても，追認で処理することはやむを得ない旨の意見を沿えて，違反転用の事実について違反転用事案報告書を北海道知事に提出するべきと考えますので，よろしくお願いします。

○議　長（鈴木　　剛）　それでは，番号１番について，審議願います。

御意見，御質問ございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（鈴木　　剛）　発言がございませんので，議案第３号について「異議なし」と認め，違反転用事案報告書を知事に送付することに決定いたします。

○議　長（鈴木　　剛）　続きまして，日程第４議案第４号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（荒　　主任）　事務局。

日程第４議案第４号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。

御審議いただく全体の件数といたしまして，所有権移転が東旭川地区で１件でございます。

賃借権等設定は１７件あり，地区ごとの件数といたしましては，東鷹栖地区が１件，江神地区が７件，東旭川地区が９件となっております。

集積面積は，２５．１３ヘクタールでございます。

内容について御説明いたします。

所有権移転の１件につきましては，農地移動適正化あっせん事業による売買でございます。

賃借権等設定１７件の内訳につきましては，期間更新案件が１０件，解約再設定案件が１件，借主変更案件が２件，新規賃借権設定案件が４件となっております。

これら１８件の計画につきましては，旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し，利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

○議　長（鈴木　　剛）　ただいまの事務局からの説明に関連して，担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委　員（髙倉　伸淳）　はい，１０番髙倉です。

所有権移転の番号１番について補足説明します。

番号１番につきましては，譲受人があっせんにより農地を取得し，経営規模の拡大を図る案件ということで問題ないと考えますので，よろしくお願いします。

○議　長（鈴木　　剛）　それでは，所有権移転番号１番及び賃借権等設定番号１番ないし１７番について審議願います。

御意見，御質問ございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（鈴木　　剛）　発言がございませんので，議案第４号「異議なし」と認め，計画を決定いたします。

○議　長（鈴木　　剛）　続きまして，日程第５議案第５号「現地目証明願について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（清原　主査）　事務局。

日程第５議案第５号「現地目証明願について」を御説明いたします。

西神楽地区で１件，江神地区で２件，東旭川地区で３件の，合計６件の願い出がありました。

以上でございます。

○議　長（鈴木　　剛）　ただいま事務局から説明がありましたが，この議案の中で，議事参与の制限がある案件がございますので，先に審議いたします。

番号５番につきましては，鹿野委員に関係がありますので，部会規則第１１条「議事参与の制限」の規定に基づき，一時退席をお願いいたします。

○委　員（鹿野　直子）　（退席）

○議　長（鈴木　　剛）　それでは，事務局から説明いたします。

○事務局（清原　主査）　事務局。

それでは，内容について御説明いたします。

番号５番につきまして，願出地の所在地区を担当する調査委員が現地確認をした結果は，表中程の利用状況欄に記載の利用状況となっております。

現地目証明事務処理要領第１１条に基づき提案いたしますので，御審議をお願いいたします。

○議　長（鈴木　　剛）　ただいまの事務局からの説明に関連して，担当地区委員から補足説明があれば，お願いします。

○委　員（笹田　文彦）　はい，８番笹田です。
番号５番について，補足説明します。
番号５番につきましては，従前から山林・原野となっていたため，農採地以外と判断しましたので，よろしくお願いします。

○議　長（鈴木　　剛）　それでは，番号５番について審議願います。
御意見，御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（鈴木　　剛）　発言がございませんので，番号５番について「異議なし」と認め，証明することに決定いたします。

○委　員（鹿野　直子）　（着席）

○議　長（鈴木　　剛）　鹿野委員に関係する案件につきまして，決定をいたしました。
引き続き，他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。

○事務局（清原　主査）　事務局。
議事参与の１件を除いた５件につきまして，願出地の所在地区を担当する調査委員が現地確認をした結果は，表中程の利用状況欄に記載の利用状況となっております。
以上５件につきましても，先程御審議いただいた案件と同様，現地目証明事務処理要領第１１条に基づき提案いたしますので，御審議をお願いいたします。

○議　長（鈴木　　剛）　ただいまの事務局からの説明に関連して，担当地区委員から補足説明があれば，お願いします。

○委　員（吉田　　清）　はい，１５番吉田です。
番号１番について，補足説明します。
番号１番につきましては，従前から宅地となっていたことから農採地以外と判断しましたので，よろしくお願いします。

○委　員（清水　利秋）　９番清水です。
番号２番及び３番について，補足説明します。
番号２番につきましては，従前から山林となっていたことから，農採地以外と判断しました。
番号３番につきましては，従前から山林・原野となっていたことから，農採地以外と判断しましたので，よろしくお願いします。

○委　員（髙倉　伸淳）　はい，１０番髙倉です。
番号４番について，補足説明します。
番号４番につきましては，従前から宅地の一部及び家庭菜園となっていたことから，農採地以外と判断しましたので，よろしくお願いします。

○委　員（笹田　文彦）　８番笹田です。

番号６番について，補足説明します。

番号６番につきましては，従前から宅地の一部であったため，農採地以外と判断しましたので，よろしくお願いします。

○議　長（鈴木　　剛）　それでは，番号１番ないし４番及び６番について審議願います。

御意見，御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（鈴木　　剛）　発言がありませんので，議案第５号「異議なし」と認め，証明することに決定いたします。

○議　長（鈴木　　剛）　引き続き，報告案件について進めてまいります。

日程第６報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出について」ですが，これにつきましては，既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（清原　主査）　事務局。

日程第６報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出について」は，東鷹栖地区で１件，永山地区で１件，東旭川地区で１件の，合計３件の届出がありました。

届出の内訳としましては，すべて相続による所有権の取得でございます。

これらにつきまして，旭川市農業委員会事務局規程第７条に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告をいたします。

以上でございます。

○議　長（鈴木　　剛）　ただいま事務局から説明がありましたが，御意見，御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（鈴木　　剛）　発言がございませんので，報告第１号を終わります。

○議　長（鈴木　　剛）　次に，日程第７報告第２号「農地法第１８条の規定による通知について」ですが，これにつきましても，既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（清原　主査）　事務局。

日程第７報告第２号「農地法第１８条の規定による通知について」は，農地の賃貸借に係る合意解約の通知が，東鷹栖地区で２件，東旭川地区で２件の，合計４件あり，これらにつきましては，旭川市農業委員会部会長専決規程第２条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議　長（鈴木　　剛）　ただいま事務局から説明がありましたが，御意見，御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（鈴木　　剛）　発言がございませんので，報告第２号を終わります。

○議　長（鈴木　　剛）　次に，日程第８報告第３号「農地所有適格法人の報告について」を事務局から説明いたします。

○事務局（武田　主任）　事務局。

日程第８報告第３号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。

本件について報告書の提出があった法人は，１番から５番までの５法人です。

これらの法人につきまして，別添資料「農地所有適格法人要件確認書」のとおり，形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件のすべてを満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議　長（鈴木　　剛）　ただいま事務局から説明がありましたが，御意見，御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（鈴木　　剛）　発言がございませんので，報告第３号を終わります。

○議　長（鈴木　　剛）　以上で，本日の提出案件審議は，全て終了いたしました。

これをもちまして，令和元年度旭川市農業委員会第４回定例農地部会を閉会いたします。